

令和7年11月犬山市議会定例議会会議録

第1号 11月28日（金曜日）

◎議事日程 第1号 令和7年11月28日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会期間の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 第78号議案から第98号議案まで
(議案上程説明)
- 第5 第89号議案
(議案質疑、委員会付託、委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)
- 第6 請願の委員会付託について
- 第7 陳情の委員会送付について

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会期間の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 第78号議案 犬山市部設置条例の一部改正について
- 第79号議案 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 第80号議案 犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部改正について
- 第81号議案 犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第82号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第83号議案 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第84号議案 犬山市火入れに関する条例の一部改正について
- 第85号議案 犬山市道路占用料条例等の一部改正について
- 第86号議案 犬山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第87号議案 犬山市下水道条例の一部改正について
- 第88号議案 犬山市火災予防条例の一部改正について
- 第89号議案 工事請負契約の締結について（市民文化会館・南部公民館大規模改修工事）
- 第90号議案 犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定について

- 第91号議案 羽黒中央公園に係る指定管理者の指定について
- 第92号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号）
- 第93号議案 令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第94号議案 令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）
- 第95号議案 令和7年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）
- 第96号議案 令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第97号議案 令和7年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第98号議案 令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第6 請願の委員会付託について

日程第7 陳情の委員会送付について

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
統括主査	神林 亜弥君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井 恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出 修平君
市民部長兼防災監	舟橋 正人君	健康福祉部長	前田 敦君
子ども・子育て監	兼松 光春君	都市整備部長	武内 雅洋君
都市整備部次長	野本 敬弘君	経済環境部長	小池 信和君
教育部長	中村 達司君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田 隆行君	総務課長	藤村 崇司君
文化推進課長	大黒 澄子君		

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまから、令和7年11月犬山市議会定例議会を開きます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、4番 光清 毅議員、14番 沼 靖子議員を指名いたします。

日程第2 議会期間の決定

◎議長（大沢秀教君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。11月定例議会の議会日程は、配付いたしました議会日程案のとおり、本日から12月19日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

令和7年11月定例議会 議会日程（案）

議会期間：22日間（11月28日（金）～12月19日（金））

日次	月日	曜日	開議時刻	摘要
第1日	11.28	金	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○単行案件（第89号議案）に対する 議案質疑・委員会付託・討論・採決 ○請願の委員会付託 ○陳情の委員会送付
第2日	29	土		○休 会
第3日	30	日		○休 会
第4日	12.1	月		○精 読
第5日	2	火		○精 読
第6日	3	水		○精 読
第7日	4	木	午前10時	○一般質問
第8日	5	金	午前10時	○一般質問
第9日	6	土		○休 会
第10日	7	日		○休 会
第11日	8	月	午前10時	○一般質問
第12日	9	火	午前10時	○一般質問
第13日	10	水	午前10時	○議案質疑
第14日	11	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第15日	12	金		○全員協議会
第16日	13	土		○休 会

第17日	14	㊥		○休 会
第18日	15	月		○部門委員会
第19日	16	火		○部門委員会
第20日	17	水		○部門委員会
第21日	18	木		○休 会
第22日	19	金	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、議会日程は22日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が5件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 第78号議案から第98号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第4、第78号議案から第98号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。第78号議案から第98号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。

第78号議案から第98号議案までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） おはようございます。それでは、今議会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。

まず、第78号議案、犬山市部設置条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、機構改革のため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページの新旧対照表によりご説明いたします。

部の設置について規定する第1条で、「ふくし部」及び「子ども健康部」を設置することを定め、第4条及び第5条で、それぞれの部の分掌事務について定めるものです。

なお、この条例の施行の日につきましては、附則のとおりでございます。

第79号議案、犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、地方公共団体情報システムの標準化等に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、13ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

別表第1で、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務として定め、別表第2で、庁内連携として住登外者の情報を利用する事務を定め、別表第3では、他の機関に特定個人情報を提供できる事務に住登外者の情報の管理に関する事務を定めるものです。

なお、条例の施行の日については、附則のとおりです。

第80号議案、犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、財政状況の公表時期に係る規定の変更等のため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第2条で、公表する時期を6月及び12月とするほか、所要の改正をするものです。

なお、この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第81号議案、犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

職員について規定する第10条で、放課後児童健全育成事業を実施するため、配置される放課後児童支援員について、愛知県が地域限定保育士制度の認定を受けた場合は、保育士に加え、地域限定保育士も認める改正をするほか、所要の改正をするものです。

なお、条例の施行の日については、附則のとおりです。

第82号議案、犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

虐待等の禁止について規定する第25条で引用している児童福祉法の改正に伴い、所要の改正をするものです。

なお、この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第83号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

虐待等の禁止について規定する第12条で引用している児童福祉法の改正に伴い、所要の改正をし、健康診断について規定する第17条で、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対して行わなければならない利用開始時等の健康診断について、市が実施する健康診査の内容が当該健康診断に相当すると認められる場合には、その相当する部分の健康診断を行わないことが

できる旨の改正をし、職員について規定する第23条以降で、家庭的保育事業等を実施するため配置される職員について、愛知県が地域限定保育士制度の認定を受けた場合は、保育士に加え、地域限定保育士も認める改正をするものです。

なお、この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第84号議案、犬山市火入れに関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、火入れを中止すべき条件の追加等のため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

5ページの第2条で用語の定義をし、8ページの第12条で火入れの中止の条件に林野火災に関する注意報を追加するほか、これらの改正に伴う字句の整理等、所要の改正をするものです。

なお、この条例の施行の日については附則のとおりです。

第85号議案、犬山市道路占用料条例等の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、道路占用料等の額の改定をするため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、12ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第1条関係で、犬山市道路占用料条例に規定する道路占用料の額を改定し、16ページ以降の第2条関係で、犬山市準用河川占用料条例に規定する準用河川に係る土地占有料等の額を改定し、18ページ以降の第3条関係で、犬山市都市公園条例に規定する都市公園の使用料の額を改定し、19ページ以降の第4条関係で、犬山市法定外公共用物の管理に関する条例に規定する法定外公共用物に係る使用料等の額を改定するものです。

なお、この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第86号議案、犬山市水道事業給水条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、災害等の非常時における給水装置工事の施工者に関する特例を設けるため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

工事の施工について規定する第7条で、市の指定を受けた給水装置工事事業者に限っていた給水装置工事の施工者について、災害その他非常の場合は、他の自治体の水道事業により指定を受けている給水装置工事事業者であれば、犬山市の指定を受けていない場合でも、給水装置工事の施工が可能となるように、例外規定を設けるものです。

第39条で、この特例により施工される給水装置工事について、市の指定給水装置工事事業者による工事とみなす準用規定を設けるものです。

なお、この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第87号議案、犬山市下水道条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、災害時等の非常時における排水設備工事の施工者に関する特例を設けるため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

排水設備等の工事の実施について規定する第9条で、市の指定を受けた指定工事店に限っ

ていた排水設備工事の施工者について、災害その他非常の場合は、他の自治体の指定を受けている排水設備工事事業者であれば、犬山市の指定を受けていない場合でも、排水設備工事の施工が可能となるように、例外規定を設けるものです。

なお、この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第88号議案、犬山市火災予防条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、林野火災の予防に関する事項等について定めるため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第29条の2で、火災に関する警報について定義を明確にし、第29条の9で、林野火災に関する注意報について、第29条の10で、警報発令中における火の使用の制限について新たに定めるものです。

5ページの第45条では、火災と紛らわしい煙または火災を発生おそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にするものです。

なお、この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第89号議案、工事請負契約の締結について（市民文化会館・南部公民館大規模改修工事）についてご説明します。

この案を提出しますのは、市民文化会館・南部公民館大規模改修工事の契約を締結するに当たり、犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

工事名は、市民文化会館・南部公民館大規模改修工事、請負契約金額は4億682万4,000円、受注者は波多野工務店・安達建築特定建設工事共同企業体です。

契約の方法は、事後審査型一般競争入札によるもので、2者による入札を11月7日に執行いたしました。

なお、工期は令和8年10月31日までとし、大ホールは令和8年7月から、講堂は令和8年10月からの供用開始を予定しております。

第90号議案、犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定についてご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

指定管理者となる法人は、社会福祉法人まみずの里、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものです。

第91号議案、羽黒中央公園に係る指定管理者の指定についてご説明します。

この案を提出しますのは、羽黒中央公園に係る指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

指定管理者となる団体は、犬山市スポーツネットワーク、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものです。

第92号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第5号）についてご説明します。

説明に先立ちまして、この補正予算では、時間外勤務状況や標準報酬月額決定に伴う共済費の変更等の人件費の補正を行っております。

詳細は事項別明細書等に記載のとおりとなりますが、広範囲にわたるため、個々の説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額に3億2,482万5,000円を増額し、総額を322億8,309万2,000円と定めるもので、第2条は、繰越明許費の追加、第3条は、債務負担行為の追加を行うものです。次ページ見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

初めに、歳出の主な内容を申し上げますと、2款の総務費では、公益的内部通報窓口制度における外部窓口設置のための委託経費の計上のほか、ふるさと犬山応援寄附金の実績見込みに基づき、寄附額に応じた報償費やその他の経費、積立額の増額、出向増に伴う過誤納還付金の増額などを計上し、3款の民生費では、障害者自立支援給付などの扶助費の増額のほか、羽黒児童センターの屋根防水工事のための経費等を計上し、4款の衛生費では、寄附金を活用して健康づくり推進事業及び母子健康づくり事業で使用する物品の購入経費を計上したほか、前年度事業費の確定に伴う尾張北部環境組合への負担金の減額を計上し、5款の農林業費では、米価格の上昇に伴う多子多胎世帯犬山産米配布業務委託料の増額を計上し、6款の商工費では、木曾川うかい事業費特別会計における人件費補正に伴う繰出金の減額を計上し、8款の消防費では、消防庁舎の屋根防水補修のための修繕料の増額を計上し、9款の教育費では、寄附金を活用して、小学校及び中学校で使用する物品の購入経費を計上しました。

また、歳入では、歳出に合わせた手数料、国県支出金、寄附金の計上のほか、財源調整としての財政調整基金からの繰入金の増額などを行いました。

4ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費補正では、市税等の納税通知書印刷及び封入封緘業務について、年度内の完了ができない見込みであることから、令和8年度への繰越明許費を設定し、5ページの第3表の債務負担行為補正では、令和8年度以降に実施する事業のうち、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要となる事業について債務負担行為を追加するものです。

なお、詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第93号議案、令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

この補正予算は、第1条で、国保税還付金の補正を行うとともに、第2条で債務負担行為を設定するものです。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

8款諸支出金で、国保税還付金として200万円の増額を計上し、9款予備費で同額の200万円の減額を計上するものです。

3ページの第2表債務負担行為をご覧ください。

納税通知書印刷及び封入封緘業務では、令和7年度から令和8年度に279万3,000円を限度額として、特定健診受診票等印刷及び封入封緘業務では、令和7年度から令和8年度に141万8,000円を限度額として、それぞれ債務負担行為を設定するものです。

なお、詳細につきましては5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第94号議案、令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

この補正予算は、第1条で、共済費の負担金率の変更に伴う職員人件費の補正を行うとともに、第2条で、債務負担行為を設定するものです。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

1款犬山城費の1項犬山城費で、14万6,000円の増額を計上し、2款予備費の1項予備費で、同額の14万6,000円の減額を計上するものです。

3ページの第2表債務負担行為をご覧ください。

令和8年度に実施する事業のうち、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要となる事業について、債務負担行為を設定するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第95号議案、令和7年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

この補正予算は、令和7年度の共済費の負担金率の変更等に伴う職員人件費の補正を行うものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額から122万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,443万8,000円と定めるものです。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入では、1款繰入金の1項一般会計繰入金で122万円の減額を計上し、歳出では、1款うかい事業費の1項運営費で、同額の122万円の減額を計上するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第96号議案、令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

この補正予算は、第1条で債務負担行為を設定するものです。

2ページの第1表債務負担行為をご覧ください。納税通知書印刷及び封入封緘業務として、令和7年度から令和8年度に15万1,000円を限度額として債務負担行為を設定するものです。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第97号議案、令和7年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、収入につきましては、第1款水道事業収益のうち、営業外収益で36万円を減額し、総額を13億2,620万8,000円とし、市費につきましては、第1款水道事業費用のうち、営業費用で87万2,000円を減額し、総額を13億9,204万円とするものです。

第3条は、予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を2億9,841万8,000円とするとともに、補填財源としての当年度分損益勘定留保資金を8,444万4,000円とし、支出につきましては、第1款資本的支出のうち、建設改良費で43万3,000円を増額し、総額を4億8,404万7,000円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を改めるもので、2ページをご覧ください。

職員給与費で43万9,000円を減額し、1億3,200万6,000円とするものです。

第5条は、一般会計から補助を受ける金額を108万円に改めるものです。

第6条は、予算第8条として債務負担行為に関する規定を加えるもので、表にお示しする事項について、債務負担行為をすることができる期間及び限度額を定めるものです。

この補正予算の内容につきましては、人件費に関する補正及び令和8年度に実施する事業のうち、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要となる事業について、債務負担行為を設定するものです。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の実施計画書等をご参照ください。

第98号議案、令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第2条は、予算に第9条として債務負担行為に関する規定を加えるもので、表にお示しする事項について、債務負担行為をすることができる期間及び限度額を定めるものです。

この補正予算の内容につきましては、令和8年度以降に実施する事業のうち、今年度中に準備行為が必要となる事業について、債務負担行為を設定するものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

日程第5 第89号議案

◎議長（大沢秀教君） 日程第5、第89号議案を議題といたします。

ここで、議案精読のため、午前10時35分まで休憩いたします。

午前10時26分 休憩

再 開

午前10時35分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第89号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。第89号議案、工事請負契約の締結について（市民文化会館・南部公民館大規模改修工事）について1点、お伺いをいたします。

全員協議会資料でいくと18ページということになるかと思いますが、ものづくり日本、そしてまた、技術力、そして人材力が世界トップレベルの日本にあって、どんちょうつり上げロープを海外製にするということでございますので、どんな理由なのかということと、このそもそもその設計仕様書はどんなふうになっているのかと、このこと2点について、お伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

今回の市民文化会館・南部公民館の改修工事は、施設の安全確保と利活用促進のために行うもので、特定天井改修をはじめ、舞台機構の改修も予定しています。

大ホールや講堂の舞台上部には音響反射板、舞台幕、バトンなど無数のつり物があり、どんちょうでは1トン、音響反射板では4トン近くの荷重を扱うため、それらを支え、操作するワイヤーケーブルやロープが舞台袖から舞台上部、高さ約18メートルのブドウ棚まで張り巡らされています。

大ホールでは、総延長15キロ超えのワイヤーケーブル及び総延長1,080メートルのロープ、講堂では総延長5キロメートル超のワイヤーケーブル及び総延長640メートルのロープがあり、もし破断、滑落が発生した場合には、人的事故に直結するため、舞台機構のうち最優先で改修を行うものです。

ご質問のロープにつきましては、近年、麻材以外の素材をロープに用いる例もありますが、舞台機構で一般的に使用され、舞台関係者に最もなじみのある天然素材のロープを引き続き使用する予定で、実施設計の仕様書ではマニラロープを指定しています。

マニラロープとは、身近なところでは、運動会の綱引きで使用する太くて丈夫なロープのことで、設計事務所からの情報によると、製造は国内メーカーへ発注されることを想定していますが、ロープの材料となる天然素材の麻材は、主に東南アジアで取れる麻材のうち、ロープ製作に適した材料を使用します。国内メーカーは原材料の在庫を持たず、注文を受けてから、海外から船便で手配し、製造するため、半年ほどかかるとのこと。

◎議長（大沢秀教君） 他に発言はありませんか。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私も今の工事請負契約の締結について（市民文化会館・南部公民館大規模改修工事）、第89号議案より2点にわたって質疑させていただきます。1回で聞きます。

今ほど、供用開始が大ホール、講堂と期日が示されましたが、全員協議会資料の全館リニューアルオープンは11月ということになっております。こういった内容が違うのか、供用開始とリニューアルオープンの違いが知りたいことと、あと市民が使えるのは実際いつになるのかという点でお答えいただきたいと思います。質疑します。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えをします。

リニューアルオープン等、それぞれの供用開始の時期というのは、今回、講堂と大ホールと分けて、それぞれが同時に閉館しないような形で、工事をずらして行いますので、まず大ホールのほうから工事を行って、それが完了した後に講堂という予定でいます。

それらが供用開始というのは、もう終了しましたら、使えるようにやっつけていくつもりですが、一応工事としては1本で出ていますので、10月末の完了となりますから、工事が完了したらリニューアルオープンと、晴れてそろってリニューアルオープンという形で考えているということです。使えるのは、それぞれのホールが終わったら使えるような形で進め

ていきたいと、そのように考えています。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。使えるのは、その工事が終わったらということですが、反対側が工事しているときにこちら側が使えるという認識でよろしいでしょうか。再質疑です。

◎議長（大沢秀教君） 再質疑に対する答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えします。

そのような形で進めたいと考えていますけども、その舞台周りだけではないものですから、そのほかのところの工事との兼ね合いもあるとは思いますが、その辺もバランスを見ながらやっていきますけども、基本的には使えるようになったら使っていけるような形で皆さんに出していきたいと、そのように考えております。

◎議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありませんか。

12番 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも第89号議案、工事請負契約の締結について質疑させていただきます。

入札のことについてですけれども、方法としては事後審査型の一般競争入札ということで、参加者が2者だったということですが、もっと、5者、6者とあってもよかったのではないかなというふうに思っているんですけれども、物価の高騰ですとか資材の高騰ですとか、そういったことが影響していると見ているのか、その辺のことについて1点と、それから、全員協議会資料の19ページに、その執行調書が載っています。2者ということで、下段にあります永賢組・シンエイライフ特定建設工事共同企業体の方のところ、備考欄のところ、無効ということが載っていますけれども、これはどういうことなのかご説明いただきたいと思えます。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

まず、今ご指摘あったように、入札は一般競争入札で行ったということですが、2者という参加者の数につきましては、競争がしっかりできたという形であって、2者という形でできたことというのは、うちとしては、これはよかったなと思っているところです。

それで、先ほどのご指摘のこの執行調書の無効というところにつきましては、これは、入札書比較価格の最低制限価格、こちらを下回っているということですから、それによって無効という形になったということですが、

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 最低のそれを下回ったということですが、もう一回、その2者のことについて質疑したいと思うんですが、2者でやれてよかったとおっしゃいましたが、その要因というのか、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えします。

やはりこちらは、我々の見方としましては、市民文化会館や南部公民館の大規模な改修という、この工事の専門性ですね、そういったところが、やっぱりそういったことをできるところだとか、そういうことにチャレンジするというか、そこに手を挙げてくるという業者の数が、そんなにたくさんいるわけではないんだろうなというようなところで、このような形になったんだと、そのように我々は見立てております。

◎議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、第89号議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

令和7年11月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《民生文教委員会》 審査期限 令和7年11月28日

第2委員会室

議案番号	件名
第89号議案	工事請負契約の締結について（市民文化会館・南部公民館大規模改修工事）

◎議長（大沢秀教君） 続いて申し上げます。ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

再開

午前11時45分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

民生文教委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告を、お手元に配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

民生文教委員会審査結果報告書

令和7年11月28日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

民生文教委員長

久 世 高 裕

審査年月日 令和7年11月28日

場 所 第2委員会室

出席委員 6名(全員)

付託議案

第89号議案 工事請負契約の締結について(市民文化会館・南部公民館大規模改修工事)

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第89号議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長(大沢秀教君) 民生文教委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長(大沢秀教君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

第89号議案、工事請負契約の締結について(市民文化会館・南部公民館大規模改修工事)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

◎議長(大沢秀教君) 異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 請願の委員会付託について

◎議長(大沢秀教君) 日程第6、請願の委員会付託について。

11月20日までに受理いたしました請願は2件であります。会議規則第133条の規定により、配付いたしました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

令和7年11月定例議会

請 願 文 書 表

《請願第3号》

件 名 育休退園制度廃止を求める請願書

請 願 者 犬山市塔野地長見153-1 メゾンクレイドル101
犬山市保育を守る会
水野 歌織

紹 介 議 員 岡村 千里・岡 覚・小川 隆広・ビアンキ恵子

受付年月日 令和7年11月19日

付託委員会 民生文教委員会

審 査 期 限 令和7年12月19日

《請願第4号》

件 名 犬山市の保育・子育ての充実を求める請願書

請 願 者 犬山市塔野地長見153-1 メゾンクレイドル101
犬山市保育を守る会
水野 歌織 外2,768名

紹 介 議 員 岡村 千里・岡 覚・小川 隆広・ビアンキ恵子

受付年月日 令和7年11月19日

付託委員会 民生文教委員会

審 査 期 限 令和7年12月19日

日程第7 陳情の委員会送付について

◎議長（大沢秀教君） 日程第7、陳情の委員会送付について。

11月20日までに、陳情3件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所管の常任委員会に送付いたします。

◎議長（大沢秀教君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日11月29日から12月3日までは休会及び議案精読とし、12月4日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時48分 散会